

埼玉県公安委員会規程第14号

確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する規程を次のように定める。

平成18年5月26日

埼玉県公安委員会委員長

確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8から第51条の12までの規定及び確認事務の委託手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）に基づく確認事務の委託に係る法人登録、適合命令、登録の取消し、立入検査等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の登録及び登録の更新の通知)

第2条 法第51条の8第1項の規定による法人の登録（以下「登録」という。）及び同条第6項の規定による登録の更新（以下「登録の更新」という。）の通知は、登録（登録の更新）通知書（様式第1号）により行うものとする。

(登録又は登録の更新の拒否)

第3条 法第51条の8第3項各号のいずれかに該当すること又は同条第4項各号に掲げる要件のいずれかに適合しないことにより、登録又は登録の更新をしないこととしたときは、登録（登録の更新）申請に関する通知書（様式第2号）によりその旨を当該登録又は登録の更新の申請をした法人に通知するものとする。

(適合命令)

第4条 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）は、登録を受けた法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法第51条の9の規定による適合命令（以下「適合命令」という。）に必要な事項を、速やかに埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、必要な調査をし、適合命令上申書（様式第3号）により速やかに埼玉県公安委員会に上申しなければならない。

3 登録を受けた法人に対する適合命令は、適合命令書（様式第4号）を交付して行うものとする。

(取消処分)

第5条 交通指導課長又は署長は、登録を受けた法人が法第51条の10各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の規定による登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）に必要な事項を、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、必要な調査をし、登録取消処分上申書（様式第5号）により速やかに埼玉県公安委員会に上申しなければならない。

3 登録を受けた法人に対する登録の取消しは、登録取消処分通知書（様式第6号）を交付して行うものとする。

(報告及び検査)

第6条 法第51条の11第1項の規定による報告は、報告資料提出要求書（様式第7号）により求めるものとする。

2 法第51条の11第1項の規定による検査は、交通指導課長及び署長が行うものとする。

(細目的事項)

第7条 この規程を実施するため必要な細目的事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

登録（登録の更新）通知書

（主たる事務所の所在地）

（ 名 称 ）

（ 代 表 者 の 氏 名 ）

殿

第1項に規定する登録
道路交通法第51条の8
第6項に規定する登録の更新
を行い、下記のとおり
登録簿に登載したので通知します。

登録（登録の更新） 年月日	年 月 日（ 年 月 日まで有効）
登 録 番 号	第 号

年 月 日

埼玉県公安委員会



- (注) 1 登録の更新は、登録の効力を失う日の6か月前から1か月前までの間に申請してください。
- 2 登録簿に登載された後、法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更のあった場合は、届出をしてください。

登録（登録の更新）申請に関する通知書

（主たる事務所の所在地）

（ 名 称 ）

（代表者の氏名） 殿

第1項に規定する登録
年 月 日付けの道路交通法第51条の8 の申請に
第6項に規定する登録の更新

については、次の理由により登録（登録の更新）をしないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

埼玉県公安委員会



照 会 先

〒

電話

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第4関係）

交指第 号 年 月 日				
埼玉県公安委員会 殿				
埼玉県警察本部長				
適 合 命 令 上 申 書				
次の登録を受けた法人に対し、道路交通法第51条の9の規定による適合命令を行うことを上申します。				
登 録 法 人	ふりがな ----- 法人の名称			
	ふりがな ----- 代表者氏名			
	主たる事務所の所在地			
	登録年月日	年 月 日	登録番号	
	適合命令該当条文	道路交通法第51条の8第4項第 号		
適合しない内容				
必要な措置				

様式第4号（第4条関係）
（表面）

埼玉県公安委員会指令丁第 号

適 合 命 令 書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名 ）

殿

道路交通法第51条の9の規定により、次の措置をとることを命ずる。

措 置

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

照 会 先

〒

電話

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第5関係）

交指第 年 月 日 号			
埼玉県公安委員会 殿			
埼玉県警察本部長			
登 録 取 消 処 分 上 申 書			
次の登録を受けた法人が道路交通法第51条の10の各号のいずれかに該当すると認められるため、登録の取消し処分を上申します。			
取消し対象法人	ふりがな		
	法人の名称		
	ふりがな		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		
	登録年月日	年 月 日	登録番号
取消し該当条文	道路交通法第51条の10第 号		
取消しの理由			

様式第6号（第5条関係）
（表面）

埼玉県公安委員会指令丁第 号

登録取消処分通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 号）
を取り消したので、通知します。

理 由

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

照 会 先
〒
電話

裏面に教示文があります。

(裏面)

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(主たる事務所の所在地)
(法人の名称)
(代表者の氏名)

殿

埼玉県公安委員会

報告資料提出要求書

道路交通法第51条の11第1項の規定により、次の事項について報告を求めます。
なお、報告に当たっては、報告事項の疎明資料についても併せて提出願います。

記

1 報告を求める事項

2 報告を求める理由

3 報告期限

年 月 日

4 報告提出先
〒

係

電話

(注) 報告書等の提出がない場合は、道路交通法第51条の11第1項の規定により立入検査を
することがあります。